

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年1月19日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年12月1日	北区	北野西白梅町	2	—	—	平成27年12月1日
		鷹峯北鷹峯町	1	—	—	
		大宮開町	1	—	—	
	右京区	西院西淳和院町	—	—	1	
平成27年12月14日	北区	平野宮西町	—	—	1	平成27年12月14日
		平野宮北町	—	—	1	
	左京区	東丸太町	—	1	—	
	下京区	中堂寺庄ノ内町	—	—	1	
		西七条北月読町	—	—	2	
平成27年12月22日	北区	小山上総町	—	2	1	平成27年12月22日
		平野上柳町	—	—	1	
	中京区	壬生東淵田町	—	—	1	
	右京区	花園伊町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)